

平成24年度広島市中小企業融資制度

# 借 換 融 資

広島市では、厳しい経済環境の中におかれている市内中小企業者等の皆様を対象に、借入金の返済負担を軽減し、資金繰りの円滑化、経営の安定化を目的とした借換え融資制度を設けています。

ご利用いただける方	<p>市内に主たる事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 広島県信用保証協会の信用保証付きで借り入れした、本市制度融資の借入金（据置期間中の借入金、償還期間が1年以内の短期借入金及び本制度の借入金は除く。以下「既往保証付借入金」という。）の残高があるもの</p> <p>イ 本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られるもの</p>
資金用途	既往保証付借入金の返済資金及び新たに必要となった運転資金
融資限度額	5,000万円以内（既往保証付借入金の返済資金は、既往保証付借入金残高を限度とし、新規運転資金は、1,000万円以内とする。）
融資期間	<p>一般保証利用 7年以内（うち据置1年以内）</p> <p>セーフティネット保証利用 10年以内（うち据置1年以内）</p>
融資利率	年2.1%以下
信用保証	<p>すべて保証付き</p> <p>一般保証利用 保証料率 保証協会の定めによる</p> <p>セーフティネット保証利用 保証料率 年0.7%</p>
担保及び保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。
取扱期間	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
取扱金融機関	商工組合中央金庫、広島銀行、山口銀行、中国銀行、山陰合同銀行、もみじ銀行、西京銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島市信用組合、広島県信用組合
融資手続等	<p>取扱金融機関又は広島県信用保証協会の定める書類を準備のうえ、申込をしてください。</p> <p>ただし、セーフティネット保証を利用する場合は、市長の発行する認定書が必要です。</p>
問い合わせ先	<p>広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課 ☎504-2237</p> <p>(公財)広島市産業振興センター中小企業支援センター ☎278-8032</p>

※融資の決定に当たっては、金融機関及び保証協会の金融上の審査があります。